

## ○鳥羽志勢広域連合職員事故処理規程

〔平成16年10月1日〕  
規程第2号

改正 平成28年12月15日訓令第5号

鳥羽志勢広域連合職員事故処理については、志摩市職員事故処理規程（平成16年志摩市訓令第23号）の例による。この場合において、同規程第6条第2項の適用については、同項中「副市長」とあるのは「事務局長」と、「次の職にあるもの」とあるのは「各課長」とし、同項各号の規定は、適用しない。

### 附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

### 附 則（平成28年12月15日訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。